

意見書案第3号

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書

安全保障政策に関し、安倍首相の要請によって設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から集団的自衛権行使を容認すべきとする報告書が提出された。

これまでの自衛権をめぐる政府の解釈は、憲法9条並びに前文をかんがみ、自衛権はあるがわが国を防衛するための必要最低限の範囲で行われるもので、集団的自衛権の行使は認められないというものである。

個別的自衛権は自国を守るが、集団的自衛権は他国を守ることになり、これまで政府が国内外に示してきた立場を変えることになる。

よって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈を変更しないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日

内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
衆議院議長	伊吹 文明	殿
参議院議長	山崎 正昭	殿
総務大臣	新藤 義孝	殿
外務大臣	岸田 文雄	殿
防衛大臣	小野寺 五典	殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 奥 津 勝 子